

第二十六条の十二 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等を実施しなければならない。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

第三十七条第一項中「又は訂正決定等」を、「訂正決定等又は利用停止決定等」に、「第二章第二節」を「前章第二節から第四節まで」に改め、同条第三項中「又は訂正決定等」を、「訂正決定等又は利用停止決定等」に改める。
本則に次の一章を加える。

第六章 罰則

第五十二条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者、第十二条の三第一項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は第十三条の二第一項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（行政文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の当該個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 前条に規定する者が、その業務又は事務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第四十二条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第五十二条から第五十四条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 第十二条の二の指定管理者の代表者若しくは管理人又は代理人、使用人その他の従業者が、その指定管理者の業務に関して第五十二条又は第五十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定管理者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第十三条の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条又は第五十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

3 第十二条の二の指定管理者又は第十三条の委託を受けた法人が地方公共団体である場合には、前二項の規定は、適用しない。

4 第十二条の二の指定管理者又は第十三条の委託を受けた法人である地方公共団体において第五十二条又は第五十三条の違反行為があったときは、その行為をした地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

第五十八条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

第二条 秋田県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「監査委員」の下に、「公安委員会、警察本部長」を加える。

第六条第一項中「を備え」を「（以下「登録簿」という。）を作成し」に改め、同条第二項中「個人情報取扱事務登録簿」を「登録簿」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

一 実施機関の職員若しくは市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する職員又はこれらの職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務

二 犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務

三 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務

四 前三号に掲げるもののほか、秋田県個人情報保護審査会（以下この章において「審査会」という。）の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務

第六条第四項中「当該」を「、当該」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項の一部若しくは同項第四号若しくは第六号に掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これらを登録簿に記載せず、又は当該個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。

第七条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 法令又は条例の規定に基づくとき。

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とするとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めると

第七条第三項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「実施機関以外の県の機関、」を削り、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とするとき。

第九条第一項第五号中「、実施機関以外の県の機関」を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外のものに提供する場合であって、提供することに特別の理由があると認められるとき。

第十六条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 次に掲げる情報等であって、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの

イ 現に捜査中の事件に関する情報

ロ 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は被疑者の逮捕（以下「犯罪の予防等」という。）の手法、技術、装備、体制又は方針に関する情報

ハ 犯罪の被害者、捜査の参考人、犯罪の予防等に関し情報を提供した者、犯罪の予防等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報

報

ニ 公共の安全と秩序を害する行為を行うおそれがある団体等に係る情報収集活動に関する情報

ホ 被疑者若しくは被告人の留置若しくは勾留に係る業務又はこれらの執行に係る施設の保安に関する情報

ヘ 検察官の捜査若しくは護送に係る指揮又は勾引状、収監状等の執行に関する情報

第十六条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 開示請求に係る個人情報本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

第十七条第二項中「前条第二号」を「前条第三号」に改める。

第二十条第二項第一号中「第十六条第二号ロ又は同条第三号ただし書」を「第十六条第三号ロ又は同条第四号ただし書」に改める。

第三十三条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 この章（第一節を除く。）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の

上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の秋田県個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた個人情報の開示の請求、訂正の請求又は取扱いの是正の申出について適用し、同日前にされた個人情報の開示の請求、訂正の請求又は取扱いの是正の申出については、なお従前の例による。

3 第二条の規定の施行の際現に公安委員会又は警察本部長により行われている個人情報取扱事務に係る同条の規定による改正後の秋田県個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第六条第二項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第四号)第二条の規定の施行の日以後遅滞なく」とする。

4 新条例第二章(第一節を除く。)の規定は、公安委員会又は警察本部長が保有する個人情報については、第二条の規定の施行の日以後に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書に記録されているものについて適用する。

5 公安委員会又は警察本部長は、新条例第六条第三項、第七条第二項及び第三項、第九条第一項並びに第十条第二項の規定による秋田県個人情報保護審査会の意見の聴取については、第二条の規定の施行の日前においても行うことができる。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第三項中「第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)」を「要介護者」に、「要介護者を」を「要介護者を介護」に改め、同条を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第八条の二 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員又は第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項

及び次条において「要介護者」という。)のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するため又は当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさせるものとする。

2 前項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第六号

職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の二第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員を含む。以下同じ。)の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認等)

第二条 修学部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。

2 地方公務員法第二十六条の二第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校
- 二 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校
- 三 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校
- 四 前三号に掲げる教育施設に類するものとして任命権者が定める教育施設

3 地方公務員法第二十六条の二第一項の条例で定める期間は、二年とする。

(休業中の給与)

第三条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)第十四条及び市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)第二十条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、一般職の職員の給与に関する条例第十九条の二又は市町村立学校職員の給与等に関する条例第二十条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(承認の取消事由)

第四条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- 一 修学部分休業に係る教育施設の課程に在学しなくなったとき。
 - 二 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又は正当な理由なくその授業を頻繁に欠席しているとき。
 - 三 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。
- (委任規定)

第五条 この条例に定めるもののほか、修学部分休業に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第七号

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条の二の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に關し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)